

三好孝家文書

(採訪時住所 茨城県行方郡麻生町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	明治13	1880			4	16	諸口返戻証書			綴	(51)		12
1 1							諸口返戻証書 (綴表紙)			縦紙	1		12 1
1 2	明治13	1880			9	15	証 (金149円53銭3厘, 学資預け金受取)	学務係 郡書記 三好琢磨 印		便箋	1	「茨城県行方郡役所」用紙使用、丸印 (印文不明)	12 23
1 3	明治13	1880			9	15	証 (金149円53銭3厘, 学資御預け金受取)	弘農社議員 大場伊三郎 額賀厚十	行方郡長 飯島矩道殿	縦紙	1		12 24
1 4	明治13	1880			6	30	借入金改期証 (金750円返済期限延長するも、10月より返金致したき旨)	行方郡井上村 借用人 高野半十郎 同郡麻生村証人 三好琢磨	新治郡土浦町 第五十国立銀行頭取殿	縦紙	1	印紙 (10銭) 7枚 (5銭) 1枚貼付	12 42
1 5	明治13	1880			8	25	記 (金100円, 御預金のうち借用につき)	弘農社議員 額賀厚十	行方郡 飯島矩道殿	縦紙	1	丸「合」印	12 26
1 6	明治13	1880			8	25	記 (金100円, 別儀証書の通り貸渡受取につき)	行方郡役所学務係 三好琢磨 印	加瀬庄一郎殿	縦紙	1	「茨城県行方郡役所」用箋使用、丸印 (印文不明)	12 27
1 7	明治13	1880			8	27	記 (金200円, 入用により受取につき)	学務係 郡書記 三好琢磨 印		便箋	1	「茨城県行方郡役所」印、丸印 (印文不明)	12 28
1 8	明治13	1880			8	27	記 (金200円, 預け金のうち借受につき)	弘農社議員 額賀厚十	行方郡長 飯嶋矩道殿	便箋	1	丸「合」印	12 29
1 9	明治13	1880			9	30	証 (金100円, 農具製造費として借用につき)	大場伊三郎	行方郡役所 御中	縦紙	1	丸「合」印、「三好」印、丸印 (印文不明) 印紙 (10銭) 貼付	12 35

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 10	明治13	1880			11	27	記（金200円、農具社へ渡す）	学務係 郡書記 三好琢磨 印	加藤庄一郎殿	便箋	1	「茨城県行方郡役所」用紙使用、丸印（印文不明）	12 21
1 11	明治13	1880			12	27	証（金200円、農具社地買入代金返納につき）	農具社 担当員 内田實 [㊤]	行方郡役所 学務係御中	便箋	1	罫紙中央の名称（恐「茨城県行方郡役所」）が墨で消されている、丸「合」印	12 22
1 12	明治14	1881			3	25	借入金改期証（金1500円、返金すべき旨）		新治郡土浦町 第五十國 立銀行頭取殿	縦紙	1	金額の欄、別紙に記載したものを貼付している。	12 44
1 13	明治14	1881			3	30	証（金750円、土浦銀行より借入金名義切替につき証書）	行方郡 弘農社社長 三好 琢磨殿	同郡井上村 西谷五郎平 殿	便箋	1		12 16
1 14	明治14	1881			4	16	記（金50円、学資金として受取につき）	坂嘉也 [㊤]	三好琢磨殿	切紙	1		12 34
1 15	明治14	1881			8	1	証（金19円50銭4厘、農具社費用返納につき）	農具社 担当員 内田實 [㊤]		縦紙	1		12 25
1 16	明治15	1882			7	15	御預り金証（金500円、社用の為預りしに、入用の節は返納すべき旨）	御預り人 弘農社顧問員 關沢高功 同 坂嘉也 証 人 三好琢磨	行方郡長 飯嶋矩道殿	縦紙	1	作成者印（關沢、坂）捺印あるも墨消し、証券印紙（5銭）10枚貼付	12 32
1 17	明治16	1883			3	10	副証（土浦銀行借入金の儀、今季消却し難きにつき、来る明治17年3月まで延期につき）	關沢高功 他2名 惣代借用 主 三好琢磨 [㊤]	西谷五郎平殿 高野半十 郎殿	折紙	1		12 37
1 18	明治16	1880			4	16	金員御預り証（金40円、預り金入用の節は返納すべきことを約す）	行方郡麻生村 三好琢磨 [㊤]	中嶋隆殿	便箋	1		12 30

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 19	明治16	1880			5	25	学資金御預証 (金108円33銭9厘, 預り金入用の節は返納すべきことを約す)	弘農社長 三好琢磨㊦	行方郡役所 学務係 永井高夫殿	便箋	1	「弘農社」用紙使用	12 31
1 20	明治16	1883			6	15	学資御預金仮証 (金1872円45銭6厘, 御預り金, 明治17年6月まで1期仕り後, 断続出願を約す)	行方郡麻生村御預人 三好琢磨㊦ (墨消し) 同郡玉造村 同 大場伊三郎㊦ (墨消し)	行方郡長 飯島矩道殿	縦紙	1	作成者押捺後墨消シカ、印紙 (1円1枚, 10銭8枚, 5銭1枚, 1銭2枚) 貼付	12 49
1 21	明治16	1883			6	30	借入金改期証 (金750円返済期限延長するも, 10月より返金につき)	行方郡井上村 借用人 高野半十郎㊦ 同郡麻生村証人 三好琢磨㊦	新治郡土浦町 第五十国立銀行頭取殿	縦紙	1	印紙 (10銭) 7枚 (5銭) 1枚貼付	12 43
1 22	明治16	1883			8	13	受取証 (金30円, 開墾地豫約内金請取につき)	弘農社長 三好琢磨㊦	行方郡井上村 高野半重郎殿	便箋	1	弘農社用箋使用、印紙「一銭」貼付 (割印含)、丸「済」印	12 7
1 23	明治16	1883			8	29	請取証 (金30円, 開墾地豫約内金請取につき)	弘農社長 三好琢磨㊦	行方郡 井上村 高野半重郎殿	便箋	1	弘農社用箋使用、印紙「一銭」貼付 (割印含)、丸「済」印	12 5
1 24	明治16	1883			9	11	受取証 (金40円, 開墾地豫約金領収につき)	弘農社長 三好琢磨㊦	井上村 高野半重郎殿	便箋	1	弘農社用箋使用、印紙「一銭」貼付 (割印含)、丸「済」印	12 6
1 25	明治17	1884			1		学資御預り金仮証 (金2744円27銭3厘, 引続き預りにつき)	行方郡牛堀村 預り人 坂嘉也 他6名	行方郡長 飯島矩道殿	縦紙	1	「写」の朱書表題の上に	12 20
1 26	明治17	1884			1		御預り金証 (金500円, 弘農社用として御預り金入用の節は返納致すべくにつき)	御預り人 関沢高功 坂嘉也 他5名	行方郡長 飯嶋矩道殿	便箋	1	「茨城県行方郡役所」用紙使用	12 33
1 27	明治17	1884			6	22	借用米証 (要用につき借用の米, 7月15日の相場にて相当の利分を添え返却につき)	行方郡麻生村借用人 三好琢磨㊦	同郡井上村 高野半重郎殿	縦紙	1	印紙「一銭」貼付	12 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 28	明治17	1884			6	23	記（玄米2俵受取につき）	三好琢磨㊦	高野半重郎殿	切紙	1		12 3
1 29	明治18	1885			3		借入金改期証（金1500円、借入金本日限り済還の処、来る6月25日に限り返済すべし）	借用人 三好琢磨㊦ 坂嘉也㊦ 関沢高功 額賀厚十	金主 西谷五郎平殿 高野半十郎殿	堅紙	1	証券印紙（5厘）貼付	12 36
1 30	明治18	1885			5	28	船馬御貸下資金御預り証（金100円、毎年1割2分利子にて預りにつき）	船馬御貸下株主 副惣代 額賀厚十㊦ 証人 三好琢磨㊦ 同 坂嘉也㊦	行方郡長 福田晋殿	堅紙	1	証券印紙（2銭）3枚貼付（作成者印の割印）	12 18
1 31	明治18	1885			5	30	貸金御勧解願（請求金806円25銭につき）	榑戸源次郎㊦ 第五十国立銀行印	土浦治安栽培所長 判事 補 山口亮高殿	切紙	1	裁判所出頭通知貼付、「第三千百三十八号」の朱書	12 38
1 32	明治18	1885			5	30	貸金御勧解願（請求金806円25銭、被願人高野半十郎召喚につき）	新治郡土浦町第五十国立銀国社員丸員㊦ 第五十国立銀行印	土浦治安裁判所長 判事 補 山口亮高殿	切紙	1	裁判所出頭通知添付、「第三千百五十号」の朱書	12 39
1 33	明治18	1885			6	8	委任状（病気につき貸金催促の勧解の訴出頭日延期願、代理委につき）	常陸国行方郡井上村 西谷五郎平㊦ 同村 高野半十郎㊦		堅紙	1	証券印紙（5厘）貼付	12 41
1 34	明治18	1885			6	9	船馬御貸下資金御預り証（金60円、毎年1割2分利子にて預りにつき）	船馬御貸下株主 副惣代 額賀厚十㊦ 証人 三好琢磨㊦	行方郡長福田晋殿	堅紙	1	証券印紙（1銭）3枚貼付（額賀印割印3顆）	12 19
1 35	明治18	1885			6	20	（金18円75銭、皆済につき証書）	茨城県下行方郡井上村 高野半十郎 西谷五郎平代理 同郡麻生村 岡部規矩㊦	第五拾国立銀行頭取殿	切紙	1		12 40
1 36	明治18	1885			6		借入金添証（金1500円、借入金改期にて、借入金証新規改めにつき）	常陸国行方郡牛堀村 借用人 坂嘉也㊦ 他3名	行方郡井上村 西谷五郎平殿 高野半十郎殿	堅紙	1	印紙（10銭）3枚（5銭）1枚貼付	12 48
1 37	明治18	1885			9	13	借用証（金50円、借用につき）	行方郡麻生村 三好琢磨㊦ 他3名	行方郡井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	堅紙	1	収入印紙（1銭）4枚貼付、「合」印	12 8

目録番号	年号	西暦	千支	間	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 38	明治18	1885			12	11	借入金仮証 (金75円, 借用につき)	麻生村 三好琢磨 [㊦] 次木村 額賀厚十 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	収入印紙 (1銭2枚, 2銭1枚) 貼付、「合」印	12 9
1 39	明治19	1886			7	14	証 (金65円, 落掌につき)	弘農社長 三好琢磨 [㊦] 同副社長 坂嘉也 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	「合」印、証券印紙 (1銭) 貼付	12 14
1 40	明治19	1886			9	22	金員受取証 (金65円, 別途に募集株金受取につき)	弘農社長 三好琢磨 [㊦] 同副社長 坂嘉也 [㊦] 同顧問員 額賀厚十 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	「合」印、証券印紙 (5厘) 貼付	12 13
1 41	明治19	1886			12	15	借入金改期証 (金750円, 返済期改め, 来る3月25日期限に返済したき旨)	常陸國行方郡井上村 借用人 高野半十郎 [㊦] 他2名	新治郡土浦村 第五十国立銀行頭取殿	縦紙	1	印紙 (5銭) 2枚 (2銭) 8枚貼付	12 47
1 42	明治19	1886			12	20	金員請取証 (金65円, 豫約金落掌につき)	弘農社長 三好琢磨 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	「合」印、収入印紙 (5厘) 貼付	12 12
1 43	明治19	1886			12	30	証 (金105円, 豫約金落掌につき)	弘農社社長 三好琢磨 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	「合」印、収入印紙 (1銭) 貼付	12 11
1 44	明治19	1886					金員受取証 (金80円, 豫約地代金領収につき)	弘農社社長 三好琢磨 [㊦] 同副社長 坂嘉也 [㊦]	井上村 高野半重郎殿 他5名	縦紙	1	証券印紙 (5厘) 貼付、丸「合」印	12 15
1 45	明治20	1887			3	2	証 (金300円, 社債預りにつき)	同郡牛堀村社債分口人 坂嘉也 [㊦] 同証人 坂豊太郎 [㊦] 同郡島須村 同証人 坂甚之助 [㊦]	同郡井上村 西谷五郎平殿 高野半十郎殿	切紙	1	証券印紙 (1銭) 14枚貼付	12 17
1 46	明治20	1887			6	30	借入金改期証 (金500円, 返済期が過ぎ, 利息金来る9月25日期限につき)	常陸國行方郡井上村 借用人 高野半重郎 [㊦] 他2名	新治郡土浦村 第五十国立銀行頭取殿	縦紙	1	印紙 (5銭) 4枚貼付	12 46
1 47	明治20	1887			9	24	借入金改期証 (金300円, 返済期限過ぎるも, 来る十月利子計算返金したき旨)	行方郡井上村借用人 高野半十郎 [㊦] 他2名	新治郡土浦村 第五十国立銀行頭取殿	縦紙	1	証券印紙 (2銭) 7枚貼付、「消」印	12 45
1 48	明治21	1888			4	13	受取証 (金30円, 受取につき)	弘農社社長 三好琢磨 [㊦]	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	「合」印朱書	12 4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 49	明治22	1889			2	2	受取証（金50円，豫約金受取につき）	弘農社長 三好琢磨㊟	井上村 西谷五郎平殿 高野半重郎殿	縦紙	1	収入印紙（2 銭）貼付、小印 「三好」	12 10
1 50							借入金改期証（金750円，返済期限改めるにつ き）	常陸國行方郡井上村 借入 人 西谷五郎平㊟ 他2名	新治郡土浦町 第五拾國 立銀行頭取殿	縦紙	1	印紙（5銭1枚，2 銭3枚，1銭2枚）	12 50
1 51							借入金改期証（金750円，返済期限改めにつ き）	常陸國行方郡井上村 借入 人 高野半十郎㊟ 他2名	新治郡土浦町 第五拾國 立銀行	縦紙	1	印紙（2銭7枚）	12 51
2	明治13	1880			7		承諾書（弘農社役員承諾書等綴）	弘農社		綴	(21)	表紙後5枚白 紙	11
2 1	明治13	1880			7	2	承諾書（弘農社仮扱所諸世話係選出につ き）	行方郡繁昌村 本戸太一郎 ㊟	大部長 大場伊三郎殿 額賀厚十殿	便箋	1		11 1
2 2	明治13	1880			7	3	承諾書（現業委嘱につ き）	茨城県 土肥頼信㊟	弘農社御中	縦紙	1		11 2
2 3	明治13	1880			7	3	承諾書（月俸，金10円につ き）	茨城県 土肥頼信㊟	弘農社御中	縦紙	1		11 3
2 4	明治13	1880			7	5	弘農社世話役改撰届	戸長 宮内又兵衛㊟	弘農社仮扱所御中	便箋	1		11 5
2 5	明治13	1880			7		受書（俸給，5円支給につ き）	菊田三之助㊟	弘農社御中	縦紙	1		11 4
2 6	明治13	1880			10	31	御受書（弘農社幹事任命につ き）	小松崎又四郎㊟	弘農社御中	便箋	1		11 6
2 7	明治13	1880			11	10	御受（弘農社幹事任命につ き）	山田村 横瀬甚兵衛㊟	弘農社御中	便箋	1		11 7

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 8	明治13	1880			11	22	御請書之事（測量手日当金25銭支給につき）	前田惣右衛門㊦	弘農社御中	便箋	1		11 8
2 9	明治13	1880			11	24	御受（測量日給、金25銭支給につき）	右 羽生彦六㊦	弘農社御中	便箋	1		11 9
2 10	明治13	1880			11	25	御請（弘農社書記就務致申付につき）	右 畑木森次㊦	弘農社御中	便箋	1		11 10
2 11	明治13	1880			11	25	御請（弘農社書記就務申付につき）	右 箕輪恭助㊦	弘農社御中	便箋	1		11 11
2 12	明治13	1880			11	25	御請（書記申付、月給7円支給につき）	右 本戸太一郎㊦	弘農社御中	便箋	1		11 12
2 13	明治13	1880			11	25	（書記申付、月給6円50銭支給につき御請書）	萬田三之助㊦	弘農社御中	便箋	1		11 13
2 14	明治13	1880			12	26	御受書（当分雇申付、月給金5円支給につき）	右 庄司信篤㊦	（弘農社）	便箋	1		11 14
2 15	明治14	1881			1	25	受書（書記雇申付、月給金7円支給につき）	庄司信篤㊦	（弘農社）	便箋	1		11 15
2 16	明治14	1881			1	25	請書（当分雇申付、月給5円支給につき）	宮内七兵衛㊦	（弘農社）	縦紙	1		11 16
2 17	明治14	1881			4	3	請書（書記申付、月給金6円支給につき）	窪谷茂衛門㊦	弘農社御中	縦紙	1	「窪田」印	11 20
2 18	明治14	1881			4	4	（測量出張申付、日当金30銭支給につき請書）	前田惣衛門㊦	（弘農社）	縦紙	1	「窪田」印	11 17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 19	明治14	1881			4	23	請書（書記申付につき）	關口高之介㊟	弘農社御中	豎紙	1	「窪田」印	11 18
2 20	明治14	1881			4	23	請書（書記申付，月給金6円支給につき）	關口高之介㊟	弘農社御中	豎紙	1	「窪田」印	11 19
2 21	明治14	1881			7	1	記（書記申付，月給8円につき）	庄司信篤㊟	（弘農社）	豎紙	1		11 21
3							（弘農社より大場伊三郎氏への請取書写等綴）		大場伊三郎殿	綴	(4)		3
3 1	明治14	1881			10	20	（弘農社貸与農具残品請取につき通知書）	農具製作所	大場伊三郎殿	切紙	1	朱筆で「写」とあり	3 4
3 2	明治14	1881					証（金14円，弘農社株金請取につき）	弘農社 参事 宮内又兵衛印	大場伊三郎殿	切紙	1	朱筆で「写」とあり	3 1
3 3	明治15	1882			6	20	記（金10円，弘農社株金請取につき）	関澤高功 印	大場伊三郎殿	切紙	1	朱筆で「写」とあり	3 2
3 4						7	記（金5円，小貫原反別割金料内金請取につき）	幹事 成沢佐五左衛門 印	顧問員 大場伊三郎殿	切紙	1	朱筆で「写」とあり	3 3
4	明治14	1881			2	5	（小貫原地割諸入費仕分書等綴）			綴	(13)		1
4 1	明治14	1881			2	5	記（金1円50銭，原野地割給料支払につき）	大場伊三郎㊟	弘農社御中	切紙	1		1 4
4 2	明治14	1881			2	17	記（金1円50銭，原野地割人足賃請取りにつき）	玉造村 田神新吉㊟	弘農社御中	切紙	1		1 3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
4 3	明治14	1881			2	28	記(金24銭, 飛脚銭請取りにつき)	玉造村 箱根六兵衛	弘農社御中	切紙	1	付箋(はがれている。あるいは単にはさんであつたか、不明)	1 7
4 4	明治14	1881			2	28	記(金20銭, 玉造村より麻生村まで, 里程4里50間3尺, 飛脚銭受取りにつき)	玉造村 箱根六兵衛	弘農社御中	切紙	1		1 9
4 5	明治14	1881			2		小貫原地割諸入費仕分書			縦紙	1	貼紙	1 1
4 6	明治14	1881			2		小貫原地割人足 給料受取帳			横半	1	付箋(朱書)	1 2
4 7	明治14	1881			3	19	記(金47銭5厘, 代金請け取りにつき)	玉造村 斉藤三郎衛門㊦	弘農社御中	切紙	1		1 5
4 8	明治14	1881			3	25	記(金60銭, 受取につき)	吉川甚左衛門代 沼田小三郎㊦	弘農社御中	切紙	1		1 6
4 9	明治14	1881			3	29	記(金7銭8厘, 飛脚銭請取りにつき)	玉造村 古家宇三郎㊦	弘農社御中	切紙	1		1 13
4 10	明治14	1881			3	31	記(金4銭4厘, 飛脚賃請取りにつき)	玉造村 箱根むつ㊦	弘農社御中	切紙	1		1 10
4 11	明治14	1881			3	31	記(金1銭, 飛脚銭請取りにつき)	玉造村 箱根むつ㊦	弘農社御中	切紙	1		1 11
4 12	明治14	1881			3	31	記(金3銭4厘, 飛脚賃請取りにつき)	玉造村 箱根むつ㊦	弘農社御中	切紙	1		1 12
4 13					2	23	記(金200円, 請取りにつき)	深川 釜谷七衛門㊦	成橋佐五左衛門様	切紙	1		1 8

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5	明治14	1881			3	23	(小貫原測量二付き諸入費仕訳書ならびに請取書等綴)			綴	(38)		2
5 1	明治14	1881	卯		2	26	記(金75銭, 請取りにつき)	玉造村 箕川為介	弘農社御中	切紙	1		2 35
5 2	明治14	1881			3	23	小貫原測量図面御出来二付人足ならびに給料請取帳			横半	1	付箋(朱筆)多数	2 2
5 3	明治14	1881			3	25	記(縄等3円4銭8厘, 請取りにつき)	玉造村 大場㊦	弘農社御中	切紙	1	「この文書の直前に朱書の紙片が挟み込まれていた」	2 28
5 4	14	1881			3	29	記(金1円, 測量荷物人力車運賃受取につき)	行方郡玉造村 式百廿壹番地 水飼源蔵㊦	上様	縦紙	1		2 11
5 5	明治14	1881			3	31	記(金98銭4厘, 洋蠟燭代請取りにつき)	嶋屋 兵介㊦		縦紙	1		2 12
5 6	明治14	1881			3	31	(金11銭, 請取につき書上)	玉造村 榊屋嘉市	弘農社 測量方御中	切紙	1		2 37
5 7	明治14	1881			4	1	証(金1円25銭, 測量器械運送賃請取りにつき)	小川寅吉㊦		縦紙	1		2 17
5 8	明治14	1881			4	4	記(金35銭, 受取につき)	玉造村 がけ師 菅沢忠兵衛㊦	弘農社御中	切紙	1		2 29
5 9	明治14	1881			4	13	記(金3円, 測量人足賃請取りにつき)	玉造村 田神新工門㊦	弘農社御中	切紙	1	付箋(朱筆)	2 3
5 10	明治14	1881			4	13	記(小貫原測量費, 金28銭請取りにつき)	玉造村 沼田小三郎㊦	弘農社御中	切紙	1		2 36

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 11	明治14	1881			4	20	旅費請取 (金40円80銭, 実測旅費受取につき)	本県土木課出張員 館誠善	弘農社顧問員 大場伊三郎殿	縦紙	1	付箋 (朱書)	2 7
5 12	明治14	1881			4	20	記 (金2円, 運賃請取りにつき)	本県土木課出張員 館誠善 ㊦	弘農社御中	縦紙	1	付箋 (朱書)	2 8
5 13	明治14	1881			4	20	記 (金6円75銭2厘, 請取につき)	本県土木課出張員 館誠善 ㊦	大場伊三郎殿	縦紙	1	割印	2 10
5 14	明治14	1881			4	22	記 (金1円50銭, 小貫原測量人足賃請取りにつき)	田神新衛門㊦	弘農社御中	縦紙	1		2 4
5 15	明治14	1881			4	22	記 (金2円, 運賃請取りにつき)	行方郡玉造村 水銅源蔵㊦	上様	縦紙	1		2 9
5 16	明治14	1881			4	22	記 (板材代金1円32銭5厘, 受取につき)	新堀太郎兵衛㊦	弘農社御中	郵紙	1		2 31
5 17	明治14	1881			4	22	記 (図面調節板細工料, 金60銭請取りにつき)	橋川留次郎, 代官 石毛利兵衛㊦	弘農社御中	縦紙	1	朱書	2 34
5 18	明治14	1881			4	25	記 (金1円, 小貫原測量人足賃受取りにつき)	玉造町 大場伊八㊦		切紙	1		2 5
5 19	明治14	1881			4	30	記 (金5円, 小貫原測量に付き出張旅費受取につき)	大場㊦	弘農社御中	切紙	1		2 6
5 20	明治14	1881			5	31	記 (はんし, 金10銭受取につき)	増田屋 庄五郎㊦	上	切紙	1		2 25
5 21	明治14	1881			7	18	記 (金40円, 測量日当請取りにつき)	前田惣右衛門㊦	弘農社御中	縦紙	1		2 18

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 22	明治14	1881			7	18	記(金4円38銭6毛, 測量費受取りにつき)	前田惣右衛門㊦	弘農社御中	竪紙	1		2 19
5 23					2	25	記(金70銭6厘, 請取りにつき)	大和や 久造㊦	弘農社御中	竪紙	1		2 27
5 24			卯		2	26	記(金60銭, 受取につき)	額賀口太郎	玉造村 戸長役場御中	切紙	1		2 33
5 25					3	4	記(金63銭, 受取につき)	叶屋送平㊦	上	切紙	1	「前田」印	2 20
5 26					3	20	記(ろうそく, はんし, みのがみ等, 代金98銭2厘6毛, 受取につき)	いたこ 庄五郎㊦	上	竪紙	1	「前田」印	2 22
5 27					3	23	記(金6銭, 受取につき)	源田善三郎㊦	上	切紙	1	「前田」印	2 21
5 28					3	23	記(人夫賃, 金2円10銭受取につき)	口野次兵衛(指紋)	前田惣右衛門殿	切紙	1		2 23
5 29			巳		3	30	記(金60銭, 請取りにつき)	水戸上市 加納與右衛門㊦		罫紙	1		2 13
5 30					3	30	記(金31銭3厘, 御筆代金請取りにつき)	石倉徳重代 水沢為蔵㊦		罫紙	1		2 14
5 31					3	30	記(金85銭, 請取りにつき)	万屋治兵衛㊦	上	竪紙	1		2 15
5 32					4	1	記(金1円75銭, 口木一組代金請取りにつき)	打物師 衣三郎㊦	上	竪紙	1		2 16

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 33					4	19	記（給金42銭，請取りにつき）	口羽屋 佐助 [㊦]	上	切紙	1	「前田」印、朱筆	2 24
5 34					5	21	記（炭，金50銭請取りにつき）	玉造村 大和屋久蔵 [㊦]	弘農社御中	切紙	1		2 30
5 35					5	26	記（金12銭，請取りにつき）	玉造村 郡司次平 [㊦]	弘農社御中	切紙	1		2 32
5 36					6	4	記（金8銭，受取につき）	方林堂 直吉 [㊦]	上	切紙	1	「前田」印	2 26
5 37							小貫原測量二付き諸入費仕訳書			縦紙	1		2 1
5 38							（小貫原地割，測量諸入費等証書包紙）			不明	1	半紙を横折し， 両端を糊付けし てある	2 38
6 1	明治15	1882			1	12	（大場伊三郎支払などにつき書付）			仮綴	1	丸「合」印、割 印朱書	4 1
6 2	明治15	1882			1	15	（金子支払覚等綴）	大場伊三郎		仮綴	1		4
6 3	明治14	1882					記（各村株金等につき）	三好社長	大場顧問員殿	縦紙	1		4 2
7	明治15	1882			4		社費支払帳（明治15年4月～明治18年12月）	弘農社		綴帳	1		6
8	明治15	1882			7		盟約書	弘農社顧問員 大場伊三郎 [㊦] 他6名		仮綴	1		35

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
9	明治15	1882			11		弘農社社長委任状之事（明治15年11月より明治18年11月まで社長委任につき）	弘農社顧問員 額賀厚十㊦ 関沢高功㊦ 大場伊三郎㊦	三好琢磨殿	便箋	1	「証券界紙」使用、宛名に「坂嘉也」と書かれ、その上に付箋が貼られ、「関沢」の割印	18
10	明治15	1882			12		（「収入之部」及び「社会受払総計」綴）			綴	(2)		49
10	1						収入之部（株金・社債・雑収入等）			仮綴	1		49 1
10	2	明治15	1882		12		従明治十五年十二月、至明治廿五年十二月 社会受払総計			仮綴	1		49 2
11	明治15	1882			12	8	（負債支払、収入等計算書綴）			綴	(3)		59
11	1	明治15	1882		12	8	記（明治15年同16年12月元金拂金覚）			仮綴	1		59 3
11	2						（負債支払之部、収入之部内訳）			仮綴	1		59 1
11	3						記（学資金3500円につき）			単票	1		59 2
12	明治15	1882					（弘農社田畑開墾植林反別等調綴）			綴	(2)		62
12	1	明治15	1885				（明治15～18年、田畑開墾植林反別等調）	茨城県行方郡弘農社長 三好琢磨	農商務省 林務官 橋口正義殿	仮綴	1	押紙貼付、朱筆されている	62 1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
12	2	明治22	1889			12	従明治十九年一月至同廿二年十二月耕地植林反別調	茨城県行方郡弘農社社長 三好琢磨	農商務省林務官補 橋口 正義殿 (朱書)	仮綴	1	押紙貼付、朱筆 されている	62	2
13		明治16	1883			1	従明治廿六年一月至明治廿八年六月五日 収支 計算書			仮綴	1		50	
14		明治16	1883				(弘農社諸費請取綴)			綴	(9)		13	
14	1	明治16	1883			3	記 (金4円23銭, 請取につき)	香取郡平川村 久松庄兵衛 ㊦	三好様	切紙	1		13	1
14	2	明治16	1883			6	5 証 (金10円, 社費の内, 本日より受取につき)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	縦紙	1		13	3
14	3	明治16	1883			6	17 証 (金5円, 社費の内, 本月より受取につき)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	縦紙	1		13	2
14	4	明治16	1883			6	29 証 (金10円, 社費支払金の内受取につき)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	切紙	1		13	6
14	5	明治16	1883			6	29 証 (金75円, 土浦銀行利納金受取につき)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	切紙	1		13	7
14	6	明治16	1883			7	2 記 (金75円, 受取につき)	第五十国立銀行 貸付方印	西谷五郎平殿, 高野半十 郎殿御役所中	切紙	1		13	8
14	7	明治16	1883			7	2 記 (金7円, 社費の内受取につき)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	縦紙	1		13	9
14	8	明治16	1883			7	8 証 (金10円, 本日より社費のうち, 受取につ き)	書記 庄司信篤㊦	社長 三好琢磨殿	縦紙	1		13	4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
14	9	明治16	1883			12	26	記(金12円, 馬飼料代受取につき)	大島慶兼⑤	弘農社御中	切紙	1		13	5
15		明治19	1886			12		証(学資御預ヶ金返納につき)	何郡何村 何ノ誰	茨城県知事 安田定郎殿	仮綴	1		70	
16		明治21	1888			1	23	(弘農社開墾地陸軍省用地取立に付請求書等綴)			綴	(5)		61	
16	1	明治21	1888			1	23	御請書(弘農社開墾地陸軍省用地取立の件)	行方郡麻生村 外二ヶ村 戸長 永作圭蔵		縦紙	1	奥書、奥書、年月日、作成者いづれも朱筆	61	1
16	2							(年賦金未納金等覚)			切紙	1		61	4
16	3							弘農社未納金調			便箋	1		61	2
16	4							(農馬貸下年賦金等覚)			便箋	1	押紙貼付	61	3
16	5							(弘農社資金貸付等覚)			仮綴	1		61	5
17		明治21	1888			2	4	学資金御預金上納之義歎願書	高野 額賀 他4名		仮綴	1	14-1「小貫原陸軍省演習之儀御上申」が袋とじに混入	68	
17	1							小貫原陸軍省演習之儀御上申			仮綴	1	14文書の袋とじに混入	68	1
18		明治28	1895					(弘農社出資金についての訴訟につき書状等一括)		三好琢磨	一括	(18)		5	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
18 1 1	明治21	1888			3	16	(封筒, 旧弘農社回状持回り)	旧弘農社 残務整理委員長 三好琢磨	(持回り, 書状に8名分 宛名あり)	封筒	1		5 12 1
18 1 2	明治21	1888			3	16	(旧弘農社関係集会の通知)	旧株主頭 高野半重郎, 旧 社長 三好琢磨	第七部 旧委員 永作吉 蔵殿 他8名(うち印3 名あり)	便箋	1	15-1の封筒に 入っていた、日 付は封筒日付	5 12 2
18 2 1							(封筒)	島村拝	三好先生	封筒	1		5 11 1
18 2 2					10	31	(訴訟一件につき書状)	玉山拝	三好先生	切継	1	15-2-1の封筒に 入っていた	5 11 2
18 3					11	20	(封筒「急用」)	土浦町 江面	麻生町 三好琢磨様	切継	1	15-4書筒封入	5 9
18 4					11	20	(損害要償事件の件, 相談したく, 来訪依頼 状)	江面	三好様	切継	1		5 10
18 5	明治28	1895					(訴訟関係書類在中裁判所封筒)	(裁判所)		封筒	1		5 1
18 6	明治29	1896			3		(訴訟事件の成行等に関する陳述書の未定稿)	関沢高功	旧弘農社委員 世話役宛	綴帳	1		5 5
18 7 1	明治29	1896			6	12	(封筒)	玉造町稻荷屋方ニテ 関沢 高功	行方郡麻生町 三好琢磨 殿 親展	封筒	1	切手(貳銭)貼 付、恐らく15- 11文書が入っ ていたと思われる	5 7
18 7 2					6	12	(立替え金利子不払いについての訴訟の件書 状)	玉造旅舎に於テ水戸市上市 天王町十一番地住 関沢高 功	三好琢磨殿	切継	1		5 6
18 8 1	明治29	1896			6	16	(封筒, 親展扱い)	水戸上市天王町十一 関澤 高功 [㊦]	常陸行方郡麻生町 三好 琢磨殿 親展	封筒	1	切手(2銭)、 「消印」(常陸 水戸)	5 2 1

目録番号			年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
18	8	2	明治29	1896			6		(関沢氏他による弘農社への立替金の、利子不払の件訴訟請求趣旨説明につき書状)	関沢 拝	三好君	切紙	1	15-8-1の封筒に入っていた	5	2	2
18	9	1							(書状包み紙, 親展扱い)	大黒屋方 関沢高功	三好琢磨様	切紙	1	本包紙に15-9-1. 15-9-2が包み込まれていた	5	4	1
18	9	2					10		(訴訟一件につき書状)	関沢	三好	切紙	1		5	4	3
18	9	3					2	11	(訴訟関係書状下書き)	三好拝	関沢賢兄殿 机下	便箋	1		5	4	2
18	10						3	13	(訴訟につき書状下書)	三好拝	関沢兄 机下	仮綴	1	朱書	5	8	
18	11	1							(封筒, 親展扱い)	水戸市 中嶋源吾	麻生町 三好琢磨様	封筒	1		5	3	1
18	11	2					9	29	(代々城事件一件につき書状)	(中嶋) 源吾	三好様	切紙	1	15-12-2の封筒に入っていた	5	3	2
19			明治21	1888			5		盟約書 (弘農社損害要償事件に関する盟約書・議決書案)			便箋	1	裏面に「日本茶業者に訴ふ」の一文(中途)が記されている	75		
20			明治21	1888			6	20	記 (金20円, 利子不足金受取につき)	三好琢磨㊦, 坂甚之助㊦		便箋	1		14		
21			明治21	1888			10		学術御預ヶ入金証書写及ヒ登記ニ関スル書類(綴)			綴	(19)		8		
21	1		明治21	1888			7		代金区分調書 (他証明書綴)	行方郡麻生村 三好琢磨 他9名		仮綴	1	朱筆	8	2	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
21 2	明治21	1888			9	18	印鑑證明願	常陸国行方郡玉造村七十番地 大場伊三郎㊟	玉造村聯合戸長 宮内又兵衛殿	豎紙	1	「茨城県行方郡玉造村若海村芥澤村戸長役場」印、作成者印を押印した用紙が貼付されている	8 16
21 3	明治21	1888			9	19	印鑑證明願	三好鎮衛㊟	麻生村戸長 永作圭蔵殿	豎紙	1	作成者印の押印された用紙が貼付されている。	8 12
21 4	明治21	1888			9	24	印鑑證明願	常陸国行方郡井上村六十九番地 高野半重郎㊟	井上村戸長西谷清次右工門殿	豎紙	1	「茨城県行方郡井上村外三ヶ村戸長役場」印、作成者印を押印した用紙が貼付されている	8 17
21 5	明治21	1888			9	27	印鑑證明願	宮本寛太郎㊟	潮来村戸長 石田潤之介殿	豎紙	1	作成者印の押印された用紙が貼付されている。、「茨城県行方郡潮来村大洲村戸長役場」印	8 11
21 6	明治21	1888			9	27	印鑑證明願	常陸国行方郡潮来村 藤岡彦之允㊟	潮来村戸長 石田潤之介殿	豎紙	1	作成者印を押印した用紙が貼付されている、「茨城県行方郡潮来村大洲村戸長役場」	8 14
21 7	明治21	1888			9	27	印鑑證明願	常陸国行方郡島須村 五拾五番地 坂甚之介㊟	牛堀聯合書記 前嶋新助㊟	豎紙	1	作成者印を押印した用紙貼付、「茨城県行方郡牛堀村外三ヶ村戸長役場」	8 19
21 8	明治21	1888			9	29	(抵当地, 常陸国行方郡玉造村字内宿4533番地, 3反5畝7歩, 地図)	常陸国行方郡玉造村七拾番地 抵当人 大場久米之助		豎紙	1	朱書	8 4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
21 9	明治21	1888			9	29	印鑑證明願	常陸国行方郡麻生村百七拾番地 三好琢磨㊦	麻生村戸長 永作口 (主) 蔵殿	縦紙	1	「茨城県行方郡玉造村若海村芥澤村戸長役場」印、作成者印を押印した用紙が貼付されている	8 15
21 10	明治21	1888			9		(抵当地, 常陸国行方郡潮来村字2丁目78番地宅地1反8畝8歩, 地図)	常陸国行方郡潮来村三百九十四番地 抵当人 藤岡彦之允		縦紙	1		8 5
21 11	明治21	1888			9		(抵当地, 常陸国行方郡島須村字古宿565番地, 宅地2反1畝24歩, 地図)	常陸国行方郡島須村五十五番地 抵当人 坂基之介		縦紙	1		8 6
21 12	明治21	1888			9		(抵当地, 常陸国行方郡牛堀村 [314番・324番] 宅地 [5畝13歩・7畝2歩], 地図)	常陸国行方郡牛堀村貳拾三番地 抵当人 坂嘉也		縦紙	1	朱書	8 7
21 13	明治21	1888			9		(抵当地, 常陸国行方郡麻生村字大坂1106番宅地1反5畝11卜 同1107番地宅地1反1畝20歩, 地図)	常陸国行方郡麻生村176番地 抵当人 三好琢磨		縦紙	1		8 8
21 14	明治21	1888			10	2	印鑑證明願	常陸国行方郡玉造村七拾番地 大場久米之助㊦	行方郡玉造村 戸長 宮内又兵衛殿	縦紙	1	作成者印を押した用紙が貼付されている、「茨城県行方郡玉造村若海村芥澤村戸長役場」印の割印	8 13
21 15	明治21	1888			10	5	証(明治21年より明治35年まで15ヵ年賦返納につき)	行方郡潮来村 藤岡彦之允㊦他9名(各印あり)	茨城県知事安田定則殿	仮綴	1	朱書、別紙一枚貼付	8 1
21 16	明治21	1888			10		学資御預ヶ金抵当地筆誤之儀二付上申書	行方郡麻生村連帯御預り人額賀厚十 他4名、惣代三好琢磨、同郡潮来村抵当差出人 藤岡彦之允㊦	茨城県知事 安田定則殿	縦紙	1		8 9
21 17	明治21	1888			10		委任状(登記請求事件に付き、金沢善三郎を代理人と定むる)	行方郡島須村 坂基之介㊦他9名		縦紙	1	証券印紙(5厘)貼付	8 18

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
21 18							代金区分調書 (雑形)			便箋	1	罫紙中央に「麻生登記所」の記載	8 3
21 19							整約書 (弘農社費としての預り金返納につき)	三好琢磨	行方郡牛堀村 坂嘉也殿 他5名	仮綴	1		8 10
22 1	明治21	1888			10		第二参考書 常用書類之内			縦紙	1		90 2
22 2							(原告坂嘉也, 被告三好琢磨, 旅費等請求の件 訴訟関係書類包)			縦紙	1		90 1
22 3							(弘農社損害要償事件裁判示談金につき書状 案)			縦紙	1		90 3
22 4							(弘農社損害要償事件につき書状案)			切綴	1	料紙が分かれていたが、内容や書体から、元は継がれていたものと判断した	90 4
22 5							旅費日当并報酬地代金請求之件			封筒	1	裁判関係書類を封入する裁判所の封筒カ	90 4
23	明治21	1888					(豫算金ニ関スル支出調等綴)			綴	(16)		43
23 1	明治21	1888					俸給調 (明治16年より同21年まで俸給, 計金 1633円87銭6厘につき)			縦紙	1		43 14
23 2							記 (事務所借家費等, 金578円支出金につき)			縦紙	1		43 10
23 3							俸給調			単票	1	朱書「廿八年三月六日更正ス」	43 8

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
23 4							記（坂基之助賞與金等280円15銭4厘，当社損失金につき）			豎紙	1	朱書	43 9
23 5							俸給調（明治15年度社長俸給月割渡り等）			豎紙	1		43 11
23 6							記（坂基之助賞與金等，計金282円15銭4厘損失金につき）			豎紙	1	朱書	43 12
23 7							記（事務所借家料等，金578円支出金につき）			豎紙	1		43 13
23 8							記（大量費等，693円93銭8厘につき）			便箋	1		43 14
23 9							記（出訴ニ対スル費用等，計金367円68銭4厘につき）			仮綴	1		43 16
23 10							豫算金ニ対スル支出調綴（旧社長繰替金，社長報償金等覚）			仮綴	1		43 1
23 11							報酬金正当調（副社長報酬金等覚）			仮綴	1		43 2
23 12							坂基之助調			便箋	1		43 3
23 13							坂藤渡金調（坂嘉也・藤岡孝之充）			便箋	1	朱書	43 4
23 14							義捐調（社長義捐等，計金1013円66銭6厘につき）			便箋	1		43 5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
23 15							実行調			便箋	1		43 6
23 16							訴訟ニ対シ支出調			便箋	1		43 7
24	明治22	1889			8	29	廿六年度諸支払証書 三冊ノ内貳			綴	(70)		10
24 1	明治25	1892			12		証(金100円, 預りにつき)	副社長 坂嘉也	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 67
24 2	明治26	1893			8	4	記(金108円88銭6厘, 丈量費用下戻金, 請取につき)	高野半重郎㊦, 西谷五郎平㊦	弘農社社長 三好琢磨殿	堅紙	1	「合」印	10 3
24 3	明治26	1893			8	7	記(金50円, 御用立金請取につき)	西谷五郎平 他3名	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1	「合」印	10 2
24 4	明治26	1893			8	7	記(金67銭6厘, 預かりにつき)	坂甚之助	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1	付箋	10 4
24 5	明治26	1893			8	7	記(金4銭, 郵便切手代, 請取につき)	高崎要太郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 5
24 6	明治26	1893			8	7	証(元金100円, 利金5円受取につき)	海了寺 年番㊦	三好琢磨殿	切紙	1	「合」印	10 14
24 7	明治26	1893			8	12	記(金1円, 紙代金請取につき)	高崎要太郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 6
24 8	明治26	1893			8	12	記(金12円, 事務費請取につき)	三好鎮衛㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 8

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 9	明治26	1893			8	12	記（金9銭5厘，地方税請取につき）	小高村役場 証人 土川寅次郎 [㊟]	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1		10 9
24 10	明治26	1893			8	12	記（金10円，郵便切手代請取につき）	高崎要太郎 [㊟]	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 11
24 11	明治26	1893			8	14	領収書（地方税，金48銭領取につき）	大生原村収入役 松兼武平 [㊟]	大生原村大字大生 三好琢磨納	切紙	1		10 7
24 12	明治26	1893			8	15	（地租割金，9銭1厘領収書）	小高村収入役 宮内又一郎 [㊟]	麻生町小高村 三好琢磨納	切紙	1	「合」	10 24
24 13	明治26	1893			8	17	記（金1円，請取につき）	麻生町 □□□□ 出根實 [㊟]	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1	「合」印	10 10
24 14	明治26	1893			8	26	記（金5円，月俸請取につき）	高崎要太郎 [㊟]	弘農社社長三好琢磨殿	縦紙	1	「合」印	10 13
24 15	明治26	1893			8	29	證（金43銭2分，領取につき）	□□役場書記 小澤召之助	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1	「合」印	10 12
24 16	明治26	1893			8	29	（地價割，14銭7厘領収書）	行方村収入役 大橋新太郎 [㊟]	三好琢磨納	切紙	1		10 17
24 17	明治26	1893			8	29	（地かわり，金12銭4厘領収書）	行方郡収入役 大橋新太郎 [㊟]	麻生村 三好琢磨納	切紙	1	「合」印	10 18
24 18	明治26	1893			8	29	記（金21銭脚夫賃・先拂郵税請取につき）	高崎要太郎 [㊟]	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 21
24 20	明治26	1893			8	30	領収證（地租割金，39銭9厘）	要村収入役代理者 石橋子之助 [㊟]	行方郡麻生町 弘農社長 三好琢磨納	切紙	1	「合」印	10 19

目録番号	年号	西曆	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 21	明治26	1893			8	30	領收證 (地租割金, 3割3厘)	要村収入役代理者 石橋子之助印	行方郡麻生町 弘農社長 三好琢磨納	切紙	1	「合」印	10 20
24 22	明治26	1893			8	30	記 (金1円43銭, 甘海老代箱代請取につき)	高崎要太郎印	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 22
24 23	明治26	1893			9	3	記 (金30銭, 急行車代受取につき)	三好鎮衛印	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 23
24 24	明治26	1893			9	4	(雑地租, 2円6銭8厘領收書)	行方村収入役 大橋龍太郎印	麻生町 三好琢磨納	切紙	1		10 28
24 25	明治26	1893			9	6	記 (金3銭, 行方・要両役場切符送達賃請取につき)	土川寅次郎印	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 25
24 26	明治26	1893			9	10	(地価割, 金11銭1厘領收書)	小高村収入役 宮内又一郎印	小高村 三好琢磨納	切紙	1		10 26
24 27	明治26	1893			9	14	(雑地租, 2円27銭2厘領收書)	行方村収入役 大橋龍太郎印	行方村 三好琢磨納	切紙	1		10 29
24 28	明治26	1893			9	15	記 (金14銭, 郵便切手代請取につき)	土川寅次郎印	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 27
24 29	明治26	1893			9	15	記 (金10銭, 行方役場御脚夫賃請取につき)	土川寅次郎印	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 30
24 30	明治26	1893			9	15	記 (金20銭, 飛脚賃請取につき)	小沼倉吉代理 土川寅次郎印	弘農社長三好琢磨殿	切紙	1		10 31
24 31	明治26	1893			9	17	記 (金34銭, 半紙20丈, 代金請取につき)	立原逸平印	弘農社御中	切紙	1	「合」印	10 32

目録番号	年号	西曆	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 32	明治26	1893			9	19	記（金84銭，玉造登記所入用請取につき）	三好鎮衛㊦	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1	「合」印	10 33
24 33	明治26	1893			9	20	記（金12円50銭，出張旅費請取につき）	三好鎮衛㊦	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1	「合」印	10 34
24 34	明治26	1893			9		廿六年度出張調	三好鎮衛㊦		仮綴	1	21-33の添付資料と思われる	10 35
24 35	明治26	1893			9	20	記（金3円，出頭日当請取につき）	三好鎮衛㊦	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1		10 36
24 36	明治26	1893			9	23	記（金26銭，郵便切手代請取につき）	土川寅次郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 37
24 37	明治26	1893			9	27	記（金15銭，脚夫賃請取につき）	土川寅次郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 38
24 38	明治26	1893			9	29	領收證（雑地租，28銭6厘領収）	要村収入役代理者 石橋子之助㊦	行方郡麻生町弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 39
24 39	明治26	1893			9	29	領收證（雑地租，金3円5銭7厘領収）	要村収入役代理者 石橋子之助㊦	行方郡麻生町弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 40
24 40	明治26	1893			9	29	記（金30銭，日当請取につき）	三好鎮衛㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 41
24 41	明治26	1893			9	29	記（金15銭，要村役場行飛脚賃請取につき）	土川寅次郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 42
24 42	明治26	1893			9	30	記（金15銭，要村役場行飛脚賃請取につき）	土川寅次郎㊦	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 47

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 43	明治26	1893			1	4	記（金29円76銭4厘， 抵当貸渡に関する諸費下戻金請求につき）	高野半重郎㊟， 西谷五郎平㊟	弘農社社長 三好琢磨殿	縦紙	1	「合」印	10 1
24 44	明治26	1893			10	29	記（金40円63銭9厘， 旅費日当請取につき）	幹事 宮内又兵衛㊟	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1		10 48
24 45	明治26	1893			10	30	領收證（地方税地租割， 金22銭8厘領収につき）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟	行方郡麻生町弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 43
24 46	明治26	1893			10	30	領收證（村税地価割， 24銭5厘）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟	行方郡弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 44
24 47	明治26	1893			10	30	領收證（村税地価割， 71銭）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟	行方郡弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 45
24 48	明治26	1893			10	30	領收證（税地価割， 金4銭2厘）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟		切紙	1		10 46
24 49	明治26	1893			10	31	領收証（金1円， 証書箋代金）	若田川弥五郎㊟	弘農社御中	切紙	1		10 49
24 50	明治26	1893			10	31	記（金10円， 月給2ヵ月分請取につき）	書記 高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	縦紙	1		10 50
24 51	明治26	1893			11	11	記（金70銭， 半紙代請取につき）	高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨	切紙	1		10 51
24 52	明治26	1893			11	12	記（金12銭， 印紙代受取につき）	土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 52
24 53	明治26	1893			11	16	記（金2円50銭， 請取につき）	副社長 坂嘉也	弘農社帳 三好琢磨殿	切紙	1		10 53

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 54	明治26	1893			11	19	記（金30銭，印紙代請取につき）	土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 54
24 55	明治26	1893			11	29	記（金24銭4厘，地租割請取につき）	小高村役場 納人 土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 55
24 56	明治26	1893			11	29	記（金1円，印紙代請取につき）	高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 59
24 57	明治26	1893			11	30	領收證（金25銭7厘，雑地租）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟	行方郡麻生町弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 60
24 58	明治26	1893			11	30	領收證（金47銭6厘，雑地租）	要村収入役代理者 石橋子之助㊟	行方郡麻生町弘農社長 三好琢磨納	切紙	1		10 61
24 59	明治26	1893			11	30	記（金15銭，飛脚賃受取につき）	金倉辰之助㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 62
24 60	明治26	1893			11	30	記（金90銭，印紙代・郵便切手代請取につき）	高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 63
24 61	明治26	1893			11	30	記（金10円50銭，事務所費請取につき）	高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 64
24 62	明治26	1893			11	30	記（金60円，俸給請取につき）	三好鎮衛㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 65
24 63	明治26	1893			12	11	記（金10銭，郵便はがき代請取につき）	土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 68
24 64	明治27	1894			9	29	記（金20銭，飛脚賃受取につき）	土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 57

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
24 65	明治27	1894			9	29	記(金32銭, 郵便切手・印紙・美濃紙代金請取につき)	土川寅次郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	竪紙	1		10 58
24 66	明治27	1894			9	30	記(金30銭, 郵便切手代・半紙代受取につき)	高崎要太郎㊟	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 56
24 67	明治20						(地租わり税, 11銭2厘領収書)	行方村収入役 大橋新太郎㊟	三好琢磨納	切紙	1	「合」印	10 15
24 68	明治22	1889			8	29	(地租割税, 10銭3厘領収書)	行方村収入役 大橋新太郎㊟	行方村 三好琢磨納	切紙	1	「合」印	10 16
24 69	明治25	1892			12		証(金100円, 預りにつき)	株主総代 藤岡彦之允	弘農社長 三好琢磨殿	切紙	1		10 66
25	明治24	1891			3	20	原野地御引揚素地二御引直願	茨城県常陸国行方郡請願惣代 田山大平, 田山大平, 石崎盛豊, 平山丑松 他400名	農商務大臣 陸光(マカ) 宗光殿	仮綴	1		60
26	明治24	1891			8	24	(学資金上納延期関係綴)			綴	(11)		63
26 1	明治24	1891			8	24	(学資金預ヶ金返納督促状)	行方郡役所第壹課㊟	麻生町 三好琢磨殿, 潮来町 藤岡彦之允殿, 香澄村 坂嘉也殿 他4名	仮綴	1	継目印	63 6
26 2	明治24	1891			12	1	(学資預ヶ金返納重督促状)	茨城県行方郡役所第一課	茨城県行方郡麻生町 三好琢磨殿, 同縣同郡潮来町 藤岡彦之允殿, 同縣同郡香澄村 坂嘉也殿 他4名	便箋	1		63 8
26 3	明治24	1891			12	17	(学資御預ヶ年賦金返納重督促状)	行方郡役所第一課㊟	麻生村 麻生 三好琢磨殿, 潮来町 藤岡彦之允殿, 坂嘉也殿 他4名	便箋	1		63 7
26 4	明治25	1892			4	16	(学資預ヶ金, 明治23年賦金, 上納通達書)	行方郡役所 第壹課㊟	三好琢磨殿, 坂嘉也殿, 大場彗之助殿 他4名	便箋	1		63 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
26 5	明治25	1892			5	13	(学資預ヶ年賦金, 返納重督促状)	行方郡役所 第叁課印	三好琢磨殿, 坂嘉也殿 大場桑之助殿 他4名	便箋	1		63 9
26 6	明治25	1892			5	26	(学資預ヶ年賦, 返納金重督促状)	行方郡役所	三好琢磨殿, 坂嘉也殿 大場桑之助殿 他4名	便箋	1		63 10
26 7	明治25	1892			5	28	證(金52円19銭9厘, 学資預金年賦23年分, 元利受取につき)	行方郡長 福田晋印	三好琢磨 外6名	単票	1		63 11
26 8	明治25	1892			6	27	(学資預ヶ年賦金, 返納督促通知書)	行方郡役所 第叁課印	三好琢磨殿, 坂嘉也殿, 大場桑之助殿 他4名	便箋	1		63 3
26 9	明治25	1892			7	26	(学資預ヶ金, 元利上納金312円15銭6厘督促状)	行方郡役所 第叁課印	三好琢磨殿, 坂嘉也殿, 大場桑之助殿 他4名	便箋	1		63 1
26 10	明治25	1892			7		学資年賦上納金延期願	学資連帯御預り人 三好琢磨印	行方郡長 福田晋殿	縦紙	1		63 4
26 11	明治25	1892			9	15	(学資預ヶ金督促通知書)	行方郡役所 第叁課印	三好琢磨殿, 坂嘉也殿, 大場桑之助殿 他4名	便箋	1		63 5
27	明治24	1981					社長俸給調(明治15~24年社長年宛金)			仮綴	1		41
28	明治25	1892			6		(三好琢磨立替金・預り金, 関沢高功立替金・預り金覚)			横帳	1		73
29	明治25	1892			7		記(三好琢磨立替金・預り金等につき)			仮綴	1		65
30	明治25	1892			8	7	大生原出張事務所日記	弘農社		綴帳	1		54

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
31	明治27	1894				8	(賦課金総計付参考書類綴他金銭関係綴)			綴	(31)		31
31 1	明治25	1892				11 24	(弘農社土地返戻につき、測量調査に関する誓約)	弘農社第二募集株主 行方 郡潮来町寄留 坂甚之助 [㊦] 代理 坂藤一 [㊦] 同郡麻生 町証人 三好鎮衛	弘農社長 三好琢磨殿	仮綴	1	継ぎ印「坂藤一」	31 20
31 2	明治27	1894				10 15	社金収支調 (金555円69銭1厘につき)			縦紙	1		31 6
31 3	明治27	1894				2 8	記 (金774円88銭, 社長請取金につき)			縦紙	1		31 5
31 4 1	明治27	1894					(廿七年度収支総計)			便箋	1	表紙袋綴の中に入っていた	31 1 1
31 4 2		1894					賦課金総計 付参考書類綴			綴帳	1		31 1
31 5	明治27	1894				12 5	記 (社費仮拂簿他書類目録につき)	委員長	委員御中	縦紙	1	「三好琢磨」丸印袖上に	31 9
31 6	明治27	1894				12 15	(借入金につき請求とその応答, 及びそれに対する決議)	弘農社残務整理委員長 三 好琢磨 [㊦]	同委員 坂嘉也殿, 藤岡彦之允殿, 高野半重郎殿	仮綴	1	「高崎要太郎」印	31 16
31 7 1	明治27	1894					(廿七年度収支内訳)			便箋	1		31 14 2
31 7 2							記 (追徴金, 金107円99銭5厘につき)			縦紙	1		31 14
31 8							(預ヶ金・未納金等計算書)			仮綴	1		31 2

目録番号	年号	西暦	千支	間	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
31	9						受拂計算書（明治15年12月8日～25年12月）			仮綴	1		31 3
31	10						記（社有金のうち、社長報酬金等内訳書上につき）			縦紙	1		31 4
31	11						（坂甚之助他5名分、金銭受請計算書）			縦紙	1		31 7
31	12						記（社費不足金、義損内訳につき）			仮綴	1	2枚綴りになっている	31 11
31	13						記（社費不足金等につき）			縦紙	1	朱書	31 23
31	14						演舌書（役員旅費引直しの件他11件につき）			仮綴	1		31 8
31	15						記（金864円82銭7厘、不足金補填方法につき）			縦紙	1		31 10
31	16						記（社費不足金等義損内訳につき）			綴紙	1		31 12
31	17						（支払金、納金調）			縦紙	1		31 13
31	18						記（報償金等書上につき）			単票	1	朱書	31 15
31	19						（俸給、報酬金及び義捐額覚）			縦紙	1		31 17

目録番号	年号	西暦	千支	間	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
31	20						(坂甚之介他, 報酬請求分につき)			縦紙	1		31 18
31	21						記(社債仮拂簿, その他帳簿・書類・冊数等書上につき)			縦紙	1	押紙	31 19
31	22						社費収支調			仮綴	1	朱書	31 21
31	23						記(残金, 差引き不足金等)			縦紙	1		31 24
31	24						記(社費不足金等)			縦紙	1		31 25
31	25						記(社費不足金等)			縦紙	1	朱書による金額の訂正	31 26
31	26						俸給及報酬調(三好琢磨以下4名, 計2737円58銭8厘)			仮綴	1	朱書による金額の訂正	31 27
31	27						記(株金, 残務整理費等)			縦紙	1		31 28
31	28						(預掛金等書上)			縦紙	1		31 29
31	29						(俸給, 報酬金及び義損額等につき)			縦紙	1		31 30
32	明治26	1893			1		從明治廿六年一月至同廿七年十二月 収支計算書			仮綴	1		56

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
33	明治26	1893			2	6	弘農社事項表(本社地・創業年・資本金等)	弘農社長 三好琢磨	行方郡長 川田久喜殿	便箋	1		76
34	明治26	1893			4	12	弘農社金収支豫算調	弘農社社長 三好琢磨 [㊟] 他3名		仮綴	1	朱書	38
35	明治26	1893			5	22	証(金585円61銭7厘, 預りにつき控)	行方郡潮来町寄留 坂基之介 [㊟] 同郡香澄村 証人 坂前一 [㊟]	三好琢磨殿	縦紙	1	印は書き印	81
36	明治27	1894			11		(預金請求事件判決正本等訴訟関係書類綴)			綴	(9)		55
36	1	明治27	1894		12	22	預金請求事件ノ控訴(綴)	控訴代理人 毛利文質 [㊟]		綴	(4)		55 3
36	1	1	明治27	1894	12	22	控訴状	毛利文質 [㊟]	水戸地方裁判所長 判事 米村仕宜殿	仮綴	1		55 3 1
36	1	2	明治27	1894	12	22	新証拠物寫	毛利文質 [㊟]		単票	1		55 3 2
36	1	3	明治27	1894	12	25	郵便送達證書(控訴状一通)	麻生郵便局	三好琢磨 [㊟]	単票	1	31-1綴表紙袋 とじ内に挿入、 受領者印	55 3 3
36	1	4					郵便訴状送達状	水戸地方裁判所書記 鎌田 富之助 [㊟]	三好琢磨殿	単票	1	31-1綴表紙袋 とじ内に挿入	55 3 4
36	2	明治28	1895		3	13	判決正本(控訴審判決, 控訴を棄却す)	水戸地方裁判所 民事部 裁判長 判事 折原吉之助 他判事2名		仮綴	1	裁判所印	55 4
36	2	1	明治28	1894	3	16	送達状(判決正本1通)	水戸区裁判所 執達吏代理 小沢為是 [㊟]	荻原清之助	単票	1	31-2の綴り表 紙袋とじ内に 入っていた	55 4 1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
36	3	明治27	1894			11	12	判決正本（預金請求事件、原告三好琢磨・被告箕輪一郎）	麻生区裁判所書記 小竹常吉印		1	奥書	55	2
36	4	明治28	1895			1	24	証拠物寫（領收書5通写）	毛利文質印		1		55	1
37		明治27	1894			7	3	（弘農社社金現在高等計算書綴）			(3)		27	
37	1	明治27	1894			7	3	記（金43円81銭8厘、株金未納等につき）			1	切紙	27	2
37	2	明治27	1894			7	3	記（金99円95銭1厘、社費、御礼品代等につき）			1	切紙	27	3
37	3	明治27	1894			7	3	記（金825円6銭9厘、社金現在高、他支払うべき金額不足金等につき）			1	切紙	27	1
38		明治27	1894			11	12	判決正本（弘農社預金請求事件、原告三好琢磨・被告箕輪一郎判決正本写）	麻生区才判所 判事三田智周 書記小竹常吉		1		53	
39	1	明治28	1895			1	14	旅費日当并報酬地代金請求事件訴状	原告訴訟代理人 木村格之輔印（原告 藤岡彦之允）	水戸地方裁判所土浦支部 判事 山本守時殿	1	訴状送達状が添付されている、「弁護士木村格之輔訴訟用印」「水戸地方裁判所土浦支部印」「水戸地方裁判所書記長印」押印、委任状（原告が弁護士へ）添付、写	64	1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
39	2	明治28	1895			1	14 (俸給旅費日当并報酬地代金請求事件訴状)	原告訴訟代理人 木村格之輔印 (原告 坂嘉也)	水戸地方裁判所 土浦支部判事 山本守時殿	仮綴	1	訴状送達状が添付されている、「弁護士木村格之輔訴訟用印」「水戸地方裁判所土浦支部印」「水戸地方裁判所書記長印」押印、委任状(原告が弁護士へ)添付、写	64	2
40		明治28	1895			1	27 (旧弘農社残務取扱に関する会議の通知回覧他一通綴)			綴	(2)		46	
40	1	明治28	1895			1	27 (旧弘農社残務取扱に関する会議の通知回覧)	旧株主総代 高野半重郎、旧社長 三好琢磨印	第七部旧委員 永作圭蔵殿印、同世話役 立原逸平殿印、第拾部旧委員 坂基之助殿 他14名	仮綴	1	回覧のため、宛先人6名の氏名下に押印	46	1
40	2	明治28	1895			3	12 (集会再開に付き、通知)	旧株主総 高野半重郎 旧社長 三好琢磨	第七部旧委員 永作圭蔵殿、同世話役 立原逸平殿、第拾部旧委員 旧世話役 仲田小佐衛門殿	便箋	1	割印	46	2
41		明治28	1895			2	記 (弘農社残金差引金等内訳調)			仮綴	1		57	
42		明治28	1895			3	18 (旧弘農社株主会議開催に付き、出訴事件調査依頼)	旧弘農社整理委員長 旧社長 三好琢磨印	同整理委員 旧株主総代 高野半重郎殿、指名人員 六十塚原 久保田泰助 他2名	仮綴	1		45	
43		明治28	1895			4	19 郵便送達証書 (裁判呼出状)	麻生郵便局	茨城県行方郡麻生町大字 麻生 三好琢磨宛	単票	1	裁判所印割印、同一内容のもの2通同封、通し番号 (一方2843号、他方2844号)	42	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
44	1	明治28	1895			5	1 (原告坂嘉也, 被告三好琢磨, 報酬金請求事件記録)	右訴訟代理人 石川 桂	水戸地方裁判所 土浦支部 判事 山本守時殿	仮綴	1		26 1
44	2	明治28	1895			5	(原告藤岡彦之允, 原告三好琢磨, 報酬金請求事件記録)	右訴訟代理人 石川桂		仮綴	1		26 2
45		明治28	1895			5	6 (予算金不足額株主負担の件応諾につき返答状)			切紙	1		86
46		明治28	1895			5	13 期日呼出状(債権者三好琢磨・債務者坂基之助口頭弁論通知につき)	麻生区裁判所執達吏 代理 小林彰	三好琢磨	単票	1		83
47		明治28	1895			5	15 不動産仮差押命令免責申請	債務者 坂基之助㊦	判事 古川 正	綴帳	1		28
48		明治28	1895			5	15 (原告三好琢磨・被告坂基之助, 預ヶ金差戻請求の訴状提出覚)			切紙	1		85
49		明治28	1895			7	30 (旧弘農社残務整理委員会協議案等一括)	旧弘農社残務整理委員		一括	(3)		16
49	1	明治28	1895			7	30 協議案(関沢高功利子請求等について協議の由)	旧弘農社残務整理委員		便箋	1		16 1
49	2	明治28	1895			7	30 協議案(関沢高功利子請求等について協議の由)	旧弘農社——(残務整理委員)		便箋	1		16 2
49	3						(宮内又兵衛他16名, 役職及び姓名連記)			便箋	1	丸「済」印が13名の姓名の上に押捺されている	16 3
50		明治28	1895			7	30 旧弘農社報告会日当渡簿(高野半十郎, 須賀太次兵衛他7名分)			横帳	1	各日当受取者印(黒印、朱印交わり)	33

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
51	明治28	1895			7	30	(報告会演舌カ條協他綴)			綴	(2)		34	
51	1	明治28	1895		7	30	報告会演舌カ條 (関沢高功利子請求の件等報告内容15カ条)			仮綴	1		34	1
51	2	明治28	1895		7	30	協議案 (関沢高功利子の件他 1 件協議につき)	旧弘農社残務整理委員		単票	1		34	2
52		明治28	1895		7	31	(和解呼出状等裁判関係書綴)	麻生区裁判所		綴	(4)		89	
52	1	明治28	1895		7	31	和解呼出状 (申立人関沢高功代立花敏他一人、相手方三好琢磨、立替金事件につき)	麻生区裁判所 執達吏代理 小林彰㊟	麻生町 三好琢磨殿	単票	1	裁判所角印	89	1
52	2	明治28	1895		8	3	和解呼出状 (期日変更通知)	麻生区裁判所 執達吏代理 小林彰㊟	三好琢磨殿	単票	1	裁判所角印	89	2
52	3	明治28	1895		8	16	送達状 (和解事件取下げの件)	麻生区裁判所執達吏代理 大多和篤㊟	三好琢磨殿 ㊟	単票	1	裁判所印	89	3
52	4	明治28	1895		8	16	和解事件取下願	申立代理人 弁護士萩原清 之助㊟ 同 立花敏㊟	麻生区裁判所 判事 古 川正義殿	単票	1		89	4
53		明治28	1895		10	5	損害要償事件之訴状 (原告關澤高功、被告三好琢磨)	原告代理人弁護士 萩原清 之助 弁護士 立花敏	水戸地方裁判所土浦支部 判事山本守時殿	綴	(3)	「訴状送達状」「郵便送達証書」が綴られている	24	
53	1	明治28	1895		10	5	訴状 (損害要償事件の訴)	原告代理人 弁護士 萩原清 之助、弁護士 立花敏	水戸地方裁判所土浦支部 判事 山本守時殿	便箋	1		24	1
53	2	明治28	1895		10	5	訴状送達状	水戸地方裁判所 土浦支部 書記 <input type="text"/>	行方郡麻生町大字麻生 三好琢磨殿	切紙	1		24	2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
53	3	明治28	1895			10	5	郵便送達證書	麻生郵便局 配達人 高寺 礼三印	三好琢磨印	切紙	1		24 3
54		明治28	1895			11	21	書留郵便物受取證 (差出人, 行方郡麻生町三好琢磨, 受取人新治郡土浦町江面島蔵)			単票	1	受取證印	87
55		明治28	1895					議案 (旧弘農社残務整理委員会議案)			仮綴	1		44
56		明治29	1896			3		(訴訟進行の件につき書状)	三好琢磨	江面賢亮	便箋	1	朱書	74
57		明治29	1896			11		(訴訟進行の件につき書状)	三好琢磨	江面賢亮 (弁護士)	仮綴	1	51, 52及び19-4は同一書状の下書きカ	71
58		明治34	1901			6		(年賦償還借入請求書等綴)			綴	(2)		9
58	1	明治34	1901			6		年賦償還借入請求書	行方郡麻生町大字麻生 借 入請求人 三好琢磨	株式会社 茨城農工銀行 頭取 斎藤斐殿	仮綴	1		9 1
58	2	明治34	1901			6		証 (請求書差出に関する契約につき証)	茨城県行方郡麻生町大字麻 生 借入請求人 三好琢磨	株式会社茨城農工銀行頭 取 斎藤斐殿	縦紙	1		9 2
59		明治41	1908			11	1	(旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金の弁償につき証書綴)			綴	(7)		7
59	1	明治41	1908			11	1	証 (旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき)	旧弘農社株主 大森雅雄印 他55名 (各押印あり)		仮綴	1	印紙 (3銭) 貼付、頁と頁の間に割印	7 1
59	2	明治41	1908			11	1	証 (旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき)	旧弘農社株主 小島忠太郎 印他35名 (各押印あり)		綴帳	1	印紙 (3銭) 貼付、頁と頁の間に割印	7 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
59 3	明治41	1908			11	1	証（旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき）	旧弘農社株主 村山忠助 ^印 他50名（各印あり）		綴帳	1	印紙（3銭）貼付、頁と頁の間に割印	7 3
59 4	明治41	1908			11	1	証（旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき）	旧弘農社株主 小嶋友作 ^印 他26人		仮綴	1	印紙（3銭）貼付、頁と頁の間に割印	7 4
59 5	明治41	1908			11	1	証（旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき）	旧弘農社株主 舟串行蔵 ^印 他57人（各印あり）		仮綴	1	印紙（3銭）貼付、頁と頁の間に割印	7 5
59 6	明治41	1908			11	1	証（旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき）	旧弘農社株主 鈴木新平 ^印 他95名（各印あり）		仮綴	1		7 6
59 7	明治41	1908			11	1	証（旧弘農社拝借地の陸軍省への特売にともなう出資金弁償につき）	旧弘農社株主 男庭源作・ 他126名（各押印）		縦帳	1	印紙（3銭）貼付、頁と頁の間に割印	7 7
60	明治						資本金原簿 第巻大部第二小部	弘農社		縦帳	1		40
61					7	1	（弘農社残務につき書状）	関沢拝	三好賢甚机下	切紙	1		77
62					12	25	記（米20俵、代金31円54銭7厘渡につき）	坂本久助 ^印		切紙	1		88
63							（金銭支払帳）			綴帳	1		15
64							引継目録（代理店印章、保険料徴収原簿他4点）			便箋	1		17
65							（忠定公言行録）			仮綴	1		19

目録番号	年号	西曆	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
66							社費収支調			仮綴	1		21
67							豫算議定書（収支）			仮綴	1		22
68							明治廿六、廿七両年度収支計算書			仮綴	1	別紙貼付	23
69							（弘農社損害要償訴訟陳述書控等一括）			一括	（6）		25
69	1	1					（弘農社訴訟陳述控）	（弘農社社長 三好琢磨）		仮綴	1	袋とじにはさみこみ文書	25 1
69	1	2					（被告陳述書下書）			折紙	1		25 1 1
69	1	3					（被告陳述書下書）			豎紙	1		25 1 2
69	1	4					（被告陳述書下書）			豎紙	1		25 1 3
69	2						（弘農社訴訟陳述控）	（三好琢磨）		仮綴	1		25 2
69	3						（三好琢磨書状及び、陳状につき被告意見書）	三好琢磨	江面賢壹	仮綴	1		25 3
70							記（弘農社組織及び委員、世話役任命につき）			仮綴	1		29

目録番号	年号	西暦	千支	間	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
71							(米代、貸金等金銭収支覚)			仮綴	1		30
72							俸給及報酬調			仮綴	1	別紙貼付	32
73							記(収支金及び払戻し金等覚)			仮綴	1		36
74							関沢高功 宮本寛太郎二関スル仕譯書			仮綴	1		37
75							弘農社役員人名(顧問頭取 飯島矩道他7名)	(弘農社)		仮綴	1		39
76							報告会演舌ヶ條(明治15年以來の沿革につき)	(三好琢磨)		仮綴	1		47
77							(弘農社予算に付き、収支計算関係綴)			綴	(9)		48
77	1						豫算金二関スル支出調			便箋	1		48 1
77	2						報酬金正当調			仮綴	1		48 2
77	3						坂甚之介調			便箋	1		48 3
77	4						坂藤岡渡金調			便箋	1		48 4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
77	5						実行調			仮綴	1		48 5
77	6						明治廿六・廿七・廿八年度収支調			便箋	1		48 6
77	7						(藤岡彦之允の分調)			便箋	1		48 7
77	8						支出ノ部			仮綴	1	朱書	48 8
77	9						記(実収額その他内訳)			仮綴	1		48 9
78							記(報酬金等金額計算覚)			仮綴	1	朱書	51
79							(弘農社損害要償事件弁護士予約覚, 付2月3月渡騰本控)			仮綴	1	押紙貼付	52
80							陸軍省下附金支拂書(小貫原移転料)			仮綴	1		58
81							御参考書(損害要償事件の進行につき)			仮綴	1		66
82							俸給及び報酬徴収金異動調書			綴帳	1		67
83							整約書(年賦返納請願による連帯借用につき)	阿村 学資連帯保証人 何 ノ某 阿村 右保証人 何 ノ某		仮綴	1	下書、付箋	69

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
84							解社式招待人名			横帳	1		72
85	1						記（関沢高功立替金等書上）			竖紙	1		78 1
85	2						記（勤続者報酬関係等，弘農社残務整理覚）			竖紙	1		78 2
86							（弘農社役員名等覚）	北海道根室鳴海町官舎 半 波東矩 実兄飯島矩道 下 館町 関沢高功		便箋	1	朱書	79
87							議決書（弘農社残務整理委員会の件決議につき）	各委員世話役連署		便箋	1	下書	80
88							（山田順次郎・石川善一郎経歴覚）			切紙	1		82
89							義捐金調（三好琢磨・坂嘉也他，計839円84銭4厘につき）			便箋	1		84
90							費用割立金増減二属スル分			仮綴	1		20

解題 三好孝家文書

史料の概要と特色

「三好孝家文書」は、昭和 26 (1951) 年 6 月に探訪され、その際の書類には「麻生日記書抜 4 冊、系図 2 点、外 30 点」と点数が記され、備考には「但し系図は第 2 調査のときお返しします。弘農社関係のものは資料として寄贈していただきます」と書かれていた。茨城県霞ヶ浦・北浦の調査は、昭和 27 年にも計画されていたので、「第 2 調査」とはそのことを指していた。

ここで登場する「弘農社」とは、明治 13(1881)年 7 月に茨城県の行方郡一帯(旧麻生町、旧潮来町、旧玉造町、旧北浦町を含む 770 町)の荒蕪地を開拓する目的で設立された開墾結社である。中央水産研究所所蔵「三好孝家文書」は、弘農社に関する史料で占められており、初めの調査で寄贈された「弘農社関係」の史料に該当すると考えられる。しかし、中央水産研究所蔵の「三好孝家文書」は、平成 7 (1995) 年からはじめられた再整理の結果 96 袋、437 点であった。これは借用書の点数と、かなりのずれがある。

ところで、農政調査会が昭和 28 年に刊行した『地租改正関係農村史料集』に、「三好家文書」として弘農社に関する史料 29 点の翻刻が載っている。昭和 28 年当時、農政調査会は「農地制度に関する諸文献の整備事業」の一環として、農地制度に関する古文書などを整理する作業を進めていた。一方、昭和 24 年から漁村の古文書の調査保存を進めていた日本常民文化研究所は、海岸線あるいは湖面沿岸の地域で収集された史料のうち、比較的農業あるいは農政の比重が高い史料群については、その内容を農政調査会に提供していた。『地租改正関係農村史料集』には 19 ヶ所の史料群の史料が翻刻されており、そのうち 12 ヶ所の史料群は、日本常民文化研究所によって探訪されたものである。この「三好家文書」は、現在神奈川大学日本常民文化研究所に保管されており、中央水産研究所に所蔵されている「三好孝家文書」の中に含まれていない。

「三好家文書」の 29 点が、昭和 26 年 6 月に探訪された「三好孝家文書」の書類に記されている「外 30 点」に点数も近く、探訪書類に書かれている「弘農社関係」の史料を指している可能性もある。すでに旧所蔵者も存命ではなく、探訪の経緯をこれ以上詳らかにするのは難しいが、「三好孝家文書」あるいは「三好家文書」は、いずれも旧弘農社の社長として尽力した元麻生藩士三好琢磨の家に伝来した史料群であることは間違いなく、農政調査会の『地租改正関係農村史料集』に「三好家文書」として翻刻された際、一体だった史料群が分割されて今日に至ったものとみるのが妥当であろう。

本稿では、中央水産研究所に所蔵されているものを「三好孝家文書」、神奈川大学日本常民文化研究所に所蔵され、『地租改正関係農村史料集』に翻刻されているものを「三好家文書」と呼んで区別するが、元々一体であったことを考慮し、中央水産研究所蔵の「三好孝家文書」の解題を記述するにあたっては、「三好家文書」も適宜参照することにした。

「三好孝家文書」の探訪時の住所は茨城県行方郡麻生町で、平成 17 年 9 月に北浦町、玉造町と合併して行方市となった。江戸時代には麻生藩があって、延宝 9 (1681) 年より行方郡 20 カ村、茨城郡 4 カ村の約 1 万 5 千石を新庄氏が領知し、そのまま明治維新をむかえる。明治 4 年の廃藩置県後は麻生県となった。三好孝氏は探訪時の三好家の当主である。

史料は、明治 13 年から明治 41 (1909) 年までのもので、大多数が、弘農社の設立、運営及び解散後の残務整理に関するものである。三好琢磨個人及び三好家にのみ関わるような史料は皆無とあってよく、弘農社に係る史料だけを注意深く選んだ結果であろう。以下、弘農社の活動事績を追いながら、あわせて史料群の概要を説明することにした。

弘農社は、行方郡の中央に位置する広大な原野の開墾を行うために、明治 13 年に設立された開墾結社である。背景には、明治政府の殖産興業と士族授産の政策があるといわれている(『玉造町史』)。茨城県の場合、17 の旧藩の士族 7 千人が家禄を失って困窮したといわれ(『茨城県史 近現代編』)、士族授産事業の推進は急務であった。弘農社に、行方三原野(大生原、六十塚、原)開墾の認可が茨城県令から下ったのは、明治 13 年 6 月 26 日のことである(「三好家文書」目録番号 7 の「日記」)。

本史料群の多くの箇所に登場する三好琢磨は、弘農社の創立時には、行方郡役所の学務係あるいは郡書記として登場し、弘農社の設立当時の実務に関わりを持っている(「三好孝家文書」目録番号 1・2 など)。当時行方郡長は飯島矩道で、弘農社の設立も、飯島郡長の勸農の理念を示した「建言」(『茨城県史料』近代産業編 I)にもとづくところが大きいといわれている(「麻生町史」)。当然、飯島の信任の厚かった三好琢磨も、弘農社の設立、事業の推進にあたっては、一方ならぬ関心をもっていた。当初の弘農社の運営にあたったのは、明治 13 年 3 月 14 日「原野開墾之義願」(「大場家文書」)に署名した関沢高功、額賀厚十、大場伊三郎の 3 名であった。このうち額賀と関沢が副社長になったが、社長は置かれなかった。選挙で選ばれた坂嘉也は郡書記だったため就任はできず、やはり同点で社長に選ばれた額賀は副社長ならよとの返答だったので、社長は当分置かないことになったのである(『玉造町史』)。しかし、資金調達がかどらず、経営は困難をきわめた。郡の主導で始まった弘農社の開墾事業は、将来の郡民共同の利益につながるので、資金は全郡民より徴収するのが建前だったが(「弘農社規則」『茨城県史料』近代産業編 I)、実際は供出を拒む村が多くでた。「三好孝家文書」には明治 13~22 年ころまでの資金のやり取りを示す書類の綴りが残されている(「三好孝家文書」目録番号 1)。

翌 14 (1882) 年 12 月 10 日、いわゆる「入会秣場訴訟」がおき、行方郡の八カ村が茨城県を相手取り、旧幕時代より入会秣場として共同利用していた六十塚のうち、中野原、秋山沢、金地平の 325 町歩の、秣刈取りの権利を主張した(「三好家文書」目録番号 10「入会秣場処分不服之訴」)。この訴訟は明治 17 (1885) 年 4 月に東京上等裁判所によって結審し、原告の主張する入会秣場の権利を法廷で争うこと自体が否定されることになった。三好琢磨の弘農社社長就任は、資金調達難と訴訟問題の進行する中、明治 15 (1883) 年 5 月に行われた。飯島郡長の懇請であったという(植田敏雄「郷土の先人 三好琢磨について」『麻生の文化』)。

本史料群の中に、三好琢磨が社長に就任する以前の明治 13~14 年に、弘農社が土地測量を行ったときの日当領収書（「三好孝家文書」目録番号 2・8）などの史料が含まれているのは、おそらく社長に就任した琢磨が、それまでの弘農社書類を引き継いだためであろう。このことから、中央水産研究所に所蔵されている「三好孝家文書」が、三好家の家文書ではなく、弘農社の運営に関する一括史料であることが見て取れよう。

ところで、「入会秣場訴訟」は、明治 24（1892）年に再び問題となる。この時の、行方郡の住民 403 名の署名による農商務大臣陸奥宗光宛の請願書の写しが、本史料群の中に残っている。明治 24 年 3 月 20 日「原野地御引揚素地に御引直願」（「三好孝家文書」目録番号 22）がそれである。そもそも弘農社の官有地払い下げの期限は 10 ヶ年であったが、年季の明けた明治 23 年に至っても、開墾の成就した土地は十分の一に達していないため、当然残りの土地は返納し、開墾以前に戻すべきであるという主張が展開されている。その後「縣庁へ請願仕候処同第二号ノ如ク願意返付セラレ所轄官庁に向テハ最早願意を貫徹セシムルノ途爰ニ絶候ニ付已ヨ得ス御者ニ出願仕次第ニ有之候」と、所轄官庁に請願してもかなわなかったので、直接、農商務大臣陸奥宗光に出願したことが記されている。弘農社は先に、財政状況を解決するため、県の改革案を入れて直接耕作を中止し、農地は貸し付け、原野は植林する方針を立てていた。したがって、開墾の成就が十分の一に達していないのも仕方のないことであった（植田敏雄掲論文）。

明治 21（1889）年、陸軍は演習地として行方郡の原野に目を付け、弘農社の開墾地のうち、小貫原と武蔵野原の買上げを決定した。このとき陸軍は弘農社に対し、5 千円の対価を下賜している（「三好孝家文書」目録番号 13）。

弘農社が開墾した約 476 町歩の土地は、明治 25 年 4 月に、955 円 3 銭 7 厘で払い下げとなり、払い下げ地は出資した株金の額によって、連合村及び個人に配分されたという（『玉造町史』）。土地の返し戻しに際する土地測量についての誓約書が残されている（「三好孝家文書」目録番号 26）

弘農社の解散は、明治 27（1895）年 11 月 12 日「判決正本」写（「三好孝家文書」38）には、明治 26 年 12 月 25 日とある。しかし、明治 27 年 9 月 29 日付けの受取書（「三好孝家文書目録番号」24・65）は、弘農社長三好琢磨宛に出されていた。ただし宛先として書かれているので、これは弘農社が存続していたことの証拠とはいえない。明治 27 年 12 月 15 日の借入金に関する決議書（「三好孝家文書」目録番号 31・6）には「弘農社残務整理委員長 三好琢磨」とあって、この時には弘農社は解散していたと考えられる。やはり明治 26 年 12 月 25 日の弘農社解散は妥当なところと言えよう。

三好琢磨は、明治 15 年に弘農社社長に就任してから解散するまでの 12 年間、資金調達、入会秣場訴訟、陸軍省開墾地買上げ、払い下げ地再配分など度重なる重要問題に対処し、弘農社の解散後の残務を引き受ける「弘農社残務整理委員会」の委員長として、残された多くの案件を精算する責を負うことになった。三好琢磨の家に、残務整理に関する多量の書類が残されたことは、そのことをよく示している（「三好孝家文書」目録番号 49, 55, 87）。

なお、本稿の執筆にあたっては、行方市教育委員会および『麻生町史』の執筆者、植田敏雄氏に多くのご教示を受けた。記して謝意を表したい。

（文責 越智信也）